

新潟県立燕中等教育学校いじめ防止基本方針

1 目標

- (1) いじめは人権侵害であるという立場から未然防止、早期発見・早期解決に取り組む。
- (2) 未然防止、早期発見・即時対応のための生徒指導体制を強化する。
- (3) 学校間、家庭、地域、関係機関との連携に基づく指導・支援を充実させる。
- (4) 社会性の育成をとおした、いじめを生まない風土づくりを進める。

2 校内体制と役割分担（組織図と構造図を参照）

- (1) 校内体制
管理職、運営委員会、生徒指導部、いじめ対策委員会、各学年が連携していじめ問題に対応する。
- (2) 各役割分担
 - ア 運営委員会
 - (ア) いじめ対策委員会の報告を基に、取組（アンケートも含む）を検討し方針や対策を決定する。
 - (イ) 校内研修の成果と課題を定期的に検証する。
 - イ いじめ対策委員会
 - (ア) 生徒指導部や各学年の報告を基に、取組（アンケートも含む）を検討し、方針や対策の原案を作成する。
 - (イ) アンケートの作成・分析を行う。
 - (ウ) 教務部と連携し、校内研修を企画・運営する。
 - (エ) スクールカウンセラーや外部機関との連絡・調整を図り、連携を進める。また、必要に応じて PTA 役員との連携を図る。
 - ウ 生徒指導部
各学年の報告を基に生徒の現状を把握し、いじめの背景と対応を検討する。生徒が主体となったいじめ防止に関する活動を実施する。
 - エ 各学年
生徒の現状を把握し、生徒指導部といじめ対策委員会に報告する。

3 年間活動（P D C A サイクル）

- (1) P（計画）：生徒・教職員・保護者へのアンケート等の計画・準備
 - ア 生徒の実態調査
いじめの実態を把握し、今後の取組を検討する。
 - イ いじめに対する教職員の意識調査
教職員のいじめに対する意識の調査を行い、いじめに対する理解を深めるとともに、課題について考えさせる。
 - ウ いじめ対策委員会の取組
いじめ対策委員会において、いじめの対応についての計画を立案する。
- (2) D 1（対応）：アンケート等の分析といじめへの対応についての検討
 - ア 職員会議での共通理解
いじめの状況及びいじめを解決するための対応を全教職員で協議し、共通理解をもち対応を考える。
 - イ 職員研修の充実
職員研修において、生徒の状況を把握し、教育相談等の必要性について検討する。
- (3) D 2（実践）：いじめへの対応策の検討と解決に向けての取組
 - ア 教職員の取組
学校がとるべき対応について全職員が共通理解をもち、未然防止や早期発見、いじめ発生時に着実な初期対応を行うための取組を実施する。

関わり合って学ぶ授業を積極的に展開するなど、教育活動全体を通じて生徒の社会性を育成する。

- イ 生徒の活動
生徒が主体となるいじめ防止に関する活動を実施する。
- ウ 保護者と連携した取組
学校といじめに関する情報を共有し、情報交換を行い、共通理解を図る。
- (4) C (見直し) : アンケート、相談結果等の多種類の資料による取組の見直し
 - ア いじめ被害の解消
アンケートや教育相談の内容等を総合的に検討し見直す。
 - イ いじめに対する生徒の認識の改善
アンケートの記述内容や教育相談の内容等で生徒への指導を見直す。
 - ウ 学校不適應やストレスを抱える生徒の減少
アンケートや教育相談の内容等を総合的に検討し、取組の見直しを行う。
- (5) A (改善) : 活動の見直しを基に改善
 - ア いじめ根絶に向けての校内体制の構築
いじめ根絶対策のための組織を中核として全教職員が対応する体制を強化する。
 - イ いじめ根絶に向けた生徒の心の育成
家庭や地域と連携し、生徒に他者と関わり合う喜びを実感させ、コミュニケーション能力や人間関係づくりの能力を育成する。

4 重大事態への対処

重大事態

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより相当の期間（年間概ね30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている場合。

- (1) 調査・報告
重大事態が発生した場合は、初期調査を行い、県教育委員会に報告する。
調査の状況に応じて所轄の警察署にも通報する。
- (2) 対応
 - ア 県教育委員会や所轄の警察署と連携して、いじめ対策委員会を中核に学校全体で重大事態の解消に努める。
 - イ 関係した生徒・保護者に調査の結果や対応について伝える。状況により、全保護者に情報提供を行う。
 - ウ 重大事態により生徒が相当の期間、欠席することを余儀なくされた場合は、学校と関係機関が連携して、生徒の心のケアや復帰に向けての環境整備等を行う。
 - エ 重大事態の解消とともに、再発防止に向けて学校全体で取り組む。

5 組織図と構造図

別紙を参照する。

6 年間指導計画

別紙を参照する。

7 関連年間活動計画

別紙を参照する。